

**第8回日中韓三カ国環境大臣会合**  
**2006年12月2-3日 北京**

**共同コミュニケ(仮訳)**

1. 周生賢中国人民共和国国家環境保護総局長の招待により、若林正俊日本国環境大臣と李致範大韓民国環境部長官は北京を訪れ、2006年12月2日及び3日に第8回日中韓三カ国環境大臣会合(TEMM 8)を開催した。曾培炎副総理が、お祝いの書簡を送付した。
2. 三大臣は、TEMM 7後の各国における環境管理の進展について見解を共有した。三大臣は中国の「三つの転換(three transformation)」、日本の「環境・経済・社会の統合的向上」、韓国の「国家総合環境計画」の発表を行い、明確に環境保護を経済と社会の発展に統合していくものとして歓迎した。三大臣は、TEMMが日中韓三カ国首脳会合の中でも重要な役割を果たしていると認識し、北東アジアにおける地域環境協力の推進と持続可能な発展の達成に不可欠であるとの合意に達した。三大臣は、TEMMが未来に向けてより重要な役割を果たすべきであるとの見解で一致した。
3. 三大臣は、地球規模及び地域の共通の課題について意見交換を行い、いくつかの重要な点について合意した。
4. 三大臣は、3Rを含む循環型社会の構築は東北アジアにおける持続可能な開発の達成に不可欠であると再確認した。また、三大臣は、様々な取組を通じて環境に優しく、省資源型社会の構築を図っていくことを認識した。
5. 三大臣は、国際社会が気候変動問題に対処するため共同行動を取る必要があることを再確認した。三大臣は、国連気候変動枠組条約(UNFCCC)第12回締約国会議及び京都議定書第2回締約国会議の成果として、2008年に京都議定書の第二回目の見直しを実施することの決定及び付属書「国の将来の更なる約束に関するアドホック・ワーキング・グループの決定」を評価した。また、気候変動問題に対する更なる地球規模の取組が必要であることを確認した。三大臣は、共通だが差異のある責任及び各国の能力の原則に基づき、特に、普及啓発とクリーン技術開発の分野に関する国内の努力及び国際協力を三カ国が推進していくことを再確認した。三大臣は、クリーン開発と気候に関するアジア太平洋パートナーシップについて、京都議定書を代替するものではなく補完するものとして、支持していく意思を表明した。
6. 三大臣は、黄砂が北東アジアの国々にとって共通の課題になっていることを認識し、人の健康や環境への悪影響を軽減するため協力していくことに合意した。三大臣は、北東アジア地域におけるモニタリングネットワークを促進するため、人材育成とモニタリングデータの共有の必要性を認識した。この点に関して、三大臣は、ADB-GEF 黄砂地域技術支援プロジェクト(RETA)の努力と成果を歓迎した。また、共同研究の設立を含む具体的な

対策を議論するため、次のTEMMまでに局長級の会議を開催することで合意した。

7. 大気汚染に関して、三大臣は北東アジア地域において酸性沈着が引き続き深刻な問題であることに留意し、東アジア酸性雨モニタリングネットワーク(EANET)活動及び北東アジア長距離越境大気汚染(LTP)に関する共同研究を推進する決意を再確認した。三大臣は、情報交換、人材育成及び共同研究の重要性を強調し、EANETとLTPの今後の発展に大きな期待を表明した。
8. 水環境管理について、三大臣は、地域の水環境の保全と管理における三カ国の協力の重要性を認識した。この点について、三大臣は、水環境保全に関する情報プラットフォームを提供することによる水環境管理のガバナンスと人材育成の強化を目的とした、アジア水環境パートナーシップ(WEPA)を通じて提供された情報を認識した。
9. 海洋汚染の分野について、三大臣は、中国政府が主催した『陸上起因海洋汚染世界行動計画(GPA)第2回政府間レビュー』の成功を高く評価した。三大臣は、北西太平洋地域海行動計画(NOWPAP)の枠組みにおける三カ国共同の取組を評価し、資金面に関する議論が実施されていること、及び、漂流・漂着ゴミ、北西太平洋の海洋と沿岸環境の保全についてさらなる協力が必要であるという認識を共有した。
10. 三大臣は、有害廃棄物の不法な越境移動は、経済にも環境にも関わる地域及び国際的な課題であることを認識した。三大臣は、この問題に対処するため、三カ国の関係者が共同して取組むことを奨励した。
11. 三大臣は、2010年目標の達成に向けて、三カ国の協力の重要性を認識した。これについて、三大臣は、生物多様性を保全するための具体的な活動を三カ国が継続することについて確認した。三大臣は、保護地域や、侵略的外来生物とこれらによる悪影響について、情報を共有することの必要性を認識した。
12. 三大臣は、残留性有機汚染物質(POPs)から人々の健康と環境を守ることを目的としたストックホルム条約の要請に関する協力の重要性を認識した。三大臣は、ストックホルム条約の枠組みの下でPOPsに関する情報共有の有用性を認識した。また、三大臣は、人の健康と環境の保全を効果的に進めるため、TEMMウェブサイトなどのTEMMの枠組みを最大限活用して、化学物質管理に関する政策や規制に関する情報交換を推進することに合意した。このため、三大臣は、国際的な会議を利用し、事務レベルで情報交換を始める 것을 提案した。
13. 三大臣は、三カ国及び北東アジア地域においてTEMMが優先的に取り組んだ事業の進捗について意見交換を行った。
14. 三大臣は、地域の環境問題に対処することを支援するため、北東アジアでの共同研究を推進する必要性を認識した。この点について、三大臣は、韓国の国立環境研究院、中国

の環境科学研究所及び日本の国立環境研究所で構成される三カ国環境研究機関長会議(TPM)によって推進される共同研究の進展を歓迎した。

15. 三大臣は、TEMM プロジェクトが結果を重視し効率的かつ効果的に実施されたことを認識した。そして、「グリーン購入」の展示会、「エコラベル」の共通基準を構築する作業及び中小企業の環境マネジメントに関する情報交換の強化について賞賛した。環境教育ネットワークについては、三大臣は子供向け教材の活用といった活動の進展に期待を表明した。また、貿易と環境及び北東アジアの環境管理に関するプロジェクトについて確認した。
16. 三大臣は、各国の環境管理に関する成功体験を共有することの重要性を認識した。この点に関して、三大臣は、組織改編、研修及び環境パフォーマンスレビューの進捗について情報交換を行い、これらの積極的な効果について検討した。
17. 三大臣は、黄砂など必要性の高い課題に対する TEMM の活動を行うため、既存の資金を活用した支援を行うことに合意した。
18. 三大臣は、ASEAN + 3 環境大臣会合など、他の地域レベルや地球規模の環境会議に、TEMM の成果が反映されるべきとの認識を共有した。
19. 三大臣は次回の TEMM は日本で開催されることに同意した。時期及び開催地は日本が提案し、中国と韓国が確認する。
20. 三大臣は、今年の会合が実りある成果を収めたことに満足の意を表した。若林大臣と李大臣は、周大臣及び開催国のもてなしに対して感謝の意を表した。